

# リハビリのための休暇制度を設けましょう！

～治療と仕事の両立支援～

この前うちの従業員がプライベートで交通事故に遭ってしまってね。命に別状はなかったけど、足に障害が残ってしまった。

それは大変ですね。仕事には復帰されたのですか。

①

仕事には復帰したんだけど、リハビリのために通院を行う必要があってね。それに朝の混雑時の通勤が大変みたいだ。このままだと仕事を辞めてしまうのではないかと心配だよ。

②

通院と仕事を両立してもらうには柔軟な時間管理等の制度を充実させることが大切です。例えば、希望に応じた労働時間の変更や通院のための特別休暇制度を付与されてはいかがでしょうか。柔軟な時間管理、特別休暇制度を導入すれば助成金が支給されますよ。

③

仕事と通院を両立してもらうため、弾力的な労働時間制度や休暇休職制度を付与したところ、従業員も安心して通院ができるようになり、リハビリが順調に行っているようです。

④

障害者の雇用安定が図られ、従業員満足度が向上した

## 取組事例紹介

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」「治療と仕事の両立支援のための病欠休暇・休職制度の創設★」に該当

業種：製造業 従業員数：55名

障害のある労働者の通院と仕事を両立を図るため、就業規則に規定されている以上の弾力的な労働時間制度、通院のための休暇、休職制度の付与に取り組んだ。

### <柔軟な時間管理・休暇、休職制度の整備>

- 労働者の希望に応じ、労働時間の短縮、勤務時間の変更、通勤時間短縮のための勤務地の変更が行える体制とした。
- 労働時間の調整や通院または入院のための特別な有給休暇、休職制度を導入した※。

### 【障害者雇用安定助成金】

○障害者職場定着支援コース  
柔軟な時間管理、特別休暇制度を導入した場合、最大8万円が支給される！

- ※ 本助成金をご利用頂くには事前に計画書の届出が必要です。
- ◆ 助成金には一定の要件があります。

- ・障害のある労働者は当該制度を利用することにより、通院と仕事が両立することができるようになり、離職率が低下した。
- ・当該制度を積極的にアピールすることで、企業イメージが向上し、求職の申込みが増え、人手不足解消につながった。

## 御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、

「愛知県働き方改革推進支援センター(平成30年度実施機関:愛知県社会保険労務士会)」で相談を受け付けています。

■ 本部:名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所:豊橋市花田町字石塚42-1(豊橋商工会議所内)

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com